津浦鉄道釐金局の廃止と復活

――袁世凱政権の経済政策の性格―

原 文 子

林

たものであった。当該時期の経済政策は荽政権の政治的枠組に制約されていたのである。 はさらに、交通部要人を「抗捐」(鰲金納付拒否)を理由に告発した。 を賦課した。以後「京漢成例」が幹線鉄道に適用され、輸送コストの増加と検査による遅延が近代的交通手段の致命傷となる。 本稿は、 わると同時に終結する。事件は、 活を申請し、袁大総統もただちに許可した。前後の変化を解明する手掛は六月に発生した交通弾劾事件である。この過程で周学熙 会議を通過し、九月に津浦鉄道骶局の撤廃が実現したのである。しかし一五年三月、財政総長周学熙は財政部直轄による骸局の復 分を代理徴収する)方式を提議した。財政部、袁世凱臨時大総統ともに交通部案に同意して、鉄道鬜局廃止案は一三年二月に国務 九一二年末、江蘇都督が津浦鉄道への蕺金賦課を中央に申請すると、 交通部は「寓徴於運」(鷘局を廃止し路局が運賃項目で斎金 光緒二八(一九〇二)年、湖広総督張之洞らは地方財源として歴漢鉄道(京漢鉄道)通過の貨物に、従価二・五%の貨捐(競金) 鉄道濫局の廃止から一転して復活に至る政府の対応を分析し、政策と実態との差を明らかにしようとするものである。 衷世凱政権下の実業政策は、近代経済発展の一要因として注目されているが、実効性についてはなお検証されていない。 財政中央集権化の方針を表向の理由としつつ、帝制をもくろむ袁の暗黙の了解のもとで発動され 政界を震撼させた弾劾事件は、 史林 交通系要人が帝制支持にま 七八巻二号 一九九五年三月

はじめに

経済近代化にたいする辛亥革命の影響への関心とも重なり、 中国近代経済の持続的発展を跡づけようとの試みから、近年、民族産業の「黄金期」にいたる内因が重視され、 民国初期における経済発展の要因についての分析が急がれて 同時に 外貿易発展の環境整備に資するはずであった

15 代的社会経済秩序を建設する役割を果したという。 京臨時政府の実業部、 統的で詳細か 説明として、 る。 民初数年間 一つ多数の経済法規の公布に、 同時期の中央政府の経済政策、 に、 年平均で清末に倍する数の新設企業が登記され、 支世凱政府の工商・農林、農商部の総長に就任した「資産階級代表」の劉揆一と張碆のもとで、 重要な要因を求める論考がみられる。 なかでも、 民間の企業設立・営業の自由を保障した「商業注冊章程」 百を越える実業団体が設立されたという現象 その見解によれば、 これらの法規は 等、 近 系 の 南

の対応を素材とし、その経済政策の意味を問いなおしてみたい。 なされてい 新設企業の持続的発展をどう保障したのか、資本主義の基盤整備にどの程度効力を発揮しえたのか、 論考では 資本主義経済の発展にとって、近代法規の制定が必要条件となることは言うまでもない。 ないようである。 諸法規の効果についてはわずかに断片的な事例が挙げられているにすぎない。 小論では、 資本の迅速な回 [転に不可欠な鉄道について、その障害となる趦金問題 とくに袁政権下での経済政策 しかし残念ながらいままでの これらの点の証 への袁政権 明は

一 津浦鉄道釐局の設置と廃止

一) 清末、鉄道釐金の創設と郵伝部

中

国

の鉄道は、

一八七六年、上海に英、

米等の商人が敷設した十三㎞

の呉凇鉄道を嚆矢として、一八八〇年から九四

の間 年 間 に四四七㎞、 には、 さらに八二〇〇㎞を修築した。 ® 一八九五年から一九〇〇年の間に七〇〇㎞を修築し、 軍事目的から敷設したものも多いが、 列強が競って借款供与をはじめた今世紀初頭 客観的には近代的な国内市場形成、 の十 柼

年)の張之洞 しなが (湖広総督) 幹線鉄道はその草創期から釐金が賦課された。 と端方(河南布政使、 湖北巡撫 湖広総督を歴任)の上奏文によれば、二十八年五月、 先鞭をつけたのは地方督撫である。 光緒三十年(一九〇四 **蘆漢鉄道(のちの**

複して課税しないこととした。 方への貨捐局設置を命じた。 、また章程を整え徐々に効果をおさめるようになったという。 海関税則の子口半税にならない従価二・五%の貨捐を一回徴収し、 当初、内外の商人は納税を認めようとしなかったが、総税務司ロバート 数ヵ所に分卡を設置し、 収入は湖北 湖 北 河南 河南両省で折半し、 1 にお の Į, 、ては 協力を

京漢鉄道)の漢口・河南省信陽間の開通に伴い、

沿線各鼈局の収入が

「急減した」ため、張之洞らが湖北牙釐総局

貨捐局を創設したのである。 の意向で運営方針が左右されたが、この上奏文にみるように、 鉄道は政府出資の企業に類するものとして、 同じく従価二・五%の貨捐を徴収した。 京漢鉄道は以後、 南北両段で直豫火車貨捐局、 地方官僚が監督権を握っていた。このため、 張之洞らは流通経済上の意義よりも、 鄂豫火車貨捐局が各々従価二・五%を徴収し、 通過する地域 地方財政の 観点から の督撫層

を設立し、

協飾、

本省営餉等にふりわけた。また、

北段

(黄河以北の地区)

でも直隷総督が河南巡撫に謀り、

安陽駅に貨捐総局

この京漢鉄道の「火車貨捐辦法」 整金制度自体の廃止は、 光緒二八年の通商条約改訂交渉を契機に、裁鑑加税問題として本格的に論議されはじめる。 が 「成案」として、各省における鉄道釐金開設の範例とされることになる。

支世凱 局が毎月千百両を負担することが、取り決められた。ついで三二一年(一九〇六年)、政府の機構改革によって郵伝部の 0 路政司のもとには五路提調処を改組した鉄路総局(一九〇七-一一年の間、 局が設置されて運行に支障を来したため、 税率軽減が個別に成立した例が見られる。その最初の事例は京奉鉄道だと見られる。 害がからみ、 かし、鑑金収入を管轄する地方政府がその廃止に反対し、また代替財源となる加税(輸出入関税引き上げ)について各国の利 7九五%余を提供して部のなかの主要な機構となる。こうして中枢機関が成立し鉄道管理の中央化がはかられるとともに 問題解決の目途は容易にたたなかった。こうしたなかで清末、鉄道證金については一部路線の整局の廃止 梁士詒ら)が成立し、 路政司ほか四司が、鉄道、海運、 路局(鉄道局)の提議により、釐局を撤去しその補塡として、 電信、 梁士詒が初代局長)が設置され、 郵便の四政を専門に管轄することになった。 北京・天津間 の開通後、 二九年三月より路 同局が郵伝部歳入 駅近辺に釐 (首脳は

に漢

Ï 地 には

おけない課題であった。

本稿が分析の対象とした津浦鉄道が竣工を迎えようとしていたのは、

ぶり 干 攬の目的を以て」鼈金の廃止を布告し、ほどなく「各省共財政困難のために亦鼈金の回復を計画したり」 防 **盤金の改善を求めた**。 廃止されたのである。 ® 右されたことをうかがわせる。 となるべき路線 間でたびたび交渉が行われていた。 とで合意を見た。 貨捐局を 年京奉路局から溝幇子税局に五千両を納付する案に同意を取りつけ、 経営改善の動きも活発化した。 の成功例はあるものの、 デ の 一 検査 記 鉄路総局局長梁士詒を錦新営口道のもとに派遣し、 カゴ か伝えられたが、 ・ 直隷総督端方も豊台、 の 「鉄路税鑑は善法を妥籌す」との一項があり、これを根拠に光緒三四年、 事 の権 律廃止、 「調査商貨局」 例 は、 限、 の徴税権に督撫が固執したため、 郵伝部 罰則規定 貨捐収入分の郵伝部による補塡を提案した。 滬寧鉄道の場合、 「清朝秕政の一」である釐金は、 そこで郵伝部は、 京張鉄道では、 に改め、 の鉄道行政への一定の影響力を示すとともに、 鉄道趦金が全体として改善されたわけではない。 (貨物拘留) 張家口に設局し貨捐を徴収した。 この個別交渉の段階に期を画したのは、 京奉鉄道はさらに南満鉄道との競争の必要から、 貨捐の徴収は停止して検査のみを行い、 光緒三四年、 最初に改善を要請したのは、 開通直後、 の可否、 江蘇督撫と協議を行い、 課税基準である貨物価格の算定法などをめぐり、 張家口税関が宣化などに分局下を設置して徴税を開始し、 ついに撤廃は実現しなかった。 郵伝部侍郎沈雲沛が湖北護督楊文鼎と面談し、 革命の成果を具体化するために、 溝幇子駅の税局撤去について直接交渉を行わせた。 郵伝部・路局はただちに直隷総督にはかり、 しかし宣統一 税率を軽減するにいたったのである。® 借款を供与した中英銀行公司である。 奉天督撫の許可を得て十月、 整金問題がなお地方督無層との力関係に大きく左 辛亥革命であった。 該局員を路局が管理してその費用を負担するこ 一年頃まで三省督撫と協議を重ねたが 京漢鉄道では、 同公司代表が、 宣統元年 官民双方が 課税開始の当初から、 (一九〇九年)、 革命直後、 直隷、 濫局と 航運に対抗するため鉄道 奉天・ そ ò 湖 郵 滬寧借款契約第十 「軍政府は民心 しかしこうした岩 ٤ 営口間 廃 北 伝部 郵伝部 止を実現 その結果、 同年十月、 宣統元年八 施策の 河 路 の課税 南三省 脱税予 ۴ 局と が 混 左 月 0) は

ちょうどこのような状

(二) 交通部、財政部と四省都督

花等の農産物、 て第一 駅五七を合わせ、 清江浦間 とを結ぶ縦断幹線である。 を結ぶ京漢鉄道と並んで、 与されたのに端を発する。 量で表すと、 いし津浦鉄道によれば、 た帆船では、 の紳商による利権回収運動が起こった。 延長一〇一〇㎞ 本題に入る前に、 北段(天津 次産品 済南府、 時間に短 『の三○○華里に限られており、 逆風の場合、 が ·韓荘間 九一六年から三六年に至る間、 泰安府、 「縮され、 および塩、 七割前後を占め、 の鉄道である。 平均して約十二・五㎞ごとに一つの駅があったことになる。 津浦鉄道の経済的位置について触れておきたい。 直隸、 **兗州府、** 天津・浦口間の所要時間は週一回の全線急行便で二五時間三〇分、一日一回の全線 したがってその開通は流通経済上、 苦力の洩行に依存するため鎮江から天津まで(二二○○華里)、一ヵ月以上を要した。 当時、大運河は堆積のため、 北は京奉線に連なり南は滬寧線に接し、揚子江流域と、西北に広大な後背地をひかえる首都 その直後、 土布、 山東部分)は独資本を導入して建設し、一九一二年(民国元年)に全線が開通した。 江蘇候補道容閎が国内資本と一部米国資本による設置を計画し、一八九八年に敷設権 臨城、 工業製品は 絹織物等の流通、 英、 結局、清朝政府が敷設権を保有し、 天清・徳州間も冬季数ヵ月間は水量が減少しかつ凍結して航行できなかった。 徐州府、 独が敷設権を要求し裁可されたのに対し、日露戦争後、 割強であった。 約半分が鉱産物 福履集、 輸出促進の役割を担っていたと見られる。4であった。津浦鉄道も当面、沿線で産出、 小汽船が通行できる範囲は、 固鎮、 多大の効果を期待されていたのである。 (主に石炭) であり、 蚌阜、 津浦鉄道は、天津と南京対岸の浦口を結ぶ、 明光、 南段 滁州、 全国幹線における輸送貨物の内訳を積載 (浦口・利国駅間。 農産物(主に大豆、 天津・ 浦鎮、 浦口等の二五の駅で、 徳州間 集荷される石炭と穀類 江蘇、 山東、 の五八四華里と鎮江 小麦、 主要な駅は、 安徽部分) 江蘇、 綿花) (直通) 普通 北京 これにた 直隸三省 とあわ 中小 天津、 幹線 は英沓 漢 を賦 ŧ 綿 重 0)

は異なり、 動も撤廃 局 の対応、 津浦鉄道にたいしても、省当局は地方税収確保のため、 への要因として軽視できないが、紙幅の関係で概略に触れるにとどめ、 国務会議の決議、大総統の見解を通し、 地方の財政観点の要請がそのまま、容認されるところとなるわけではなかったのである。 民初、撤廃に至るまでの過程と要因を追っていく。 開通と同時に鼈金を賦課しようとした。 詳細は別稿に譲りたい。 しかし、すでに清 以下に、政府関係部 なお商民の反対運

原則に合致しないとの理由で、なお京漢路捐章程に拠るべきことを回答した。@ 歳入不足が深刻で裁釐実施にはいたっていないこと、一律に重量を基準とする運賃の割り増しは、価格を基準とする課税 方式を提起した。これに拠れば、釐局員による不当な貨物拘留・賄賂の要求は一掃され、 なわち設局の議を取り消し、代わって路局が鉄道運賃に若干額を上乗せして運賃項目で徴収し、増収分を四省に分配する 政部が宣布した」と新体制下での抜本的改革の必要を述べ、 交通部案として「寓徴於運」(徴税を運賃に寓する) 民国の初基、 駁した。「鉄路貨捐は鉄道を蝕む悪政の最たるものである。 もに、交通部にこの旨、 全は財政部に 政府に盤金局設置を提議したのは江蘇都督程徳全である。 の通知を要請した。 運賃の収入増加が見込まれ税収にとっても有利であると、その利点を説いていた。これにたいし財政部は、 大いに一掃しなければ、 「当然、 南段の江蘇省管轄区域で要地を選び局卡を設立し貨捐を徴収せねばならない」と打電し、津浦路督 咨文を送ったのである。これを受けた交通部は年来の主張を展開し、六月五日付の公文でこう反 財政部はただちに「京漢成案を援用し直、 路政は将来永久に発達できない。……又、江寧免釐の一件は、 各路は歴年大いに影響を受け、商民もまた多く反対している。 全線の開通を数ヵ月後にひかえた一九一二年五月下旬、 魯、皖三省と合辦するよう」、程徳全に返電するとと 商民、 路政に有益であるだけで さきにすでに南京財 現在、 程徳 す

この方式による解決に失敗するが、その際、 既述のように、 の運賃上乗せ方式とは、清末以来、郵伝・交通部が各方面と鉄道鼈金の改善交渉を重ねる過程で到達した案である。 路局が 定額を各省に補塡し釐局を廃止する方式は、 督撫の、定額では税収増加が望めないという反対理由に、 京奉鉄道の一 部区間について実現した。 郵伝部は、 一税収

度に代理徴収する」と、ここでも「寓徴於運」案を示している。六月、さきの各路線からの調査報告が届くと、 鉄道證捐の停止免除である。とくに第三の鉄道證捐は最後にあらわれた悪税の一つであり、 まるなか、一九一二年二月、鉄路総局局長葉恭綽が整金撤廃の意見書を作成し、交通部から臨時政府籌備処に提出した。 が 賃の七%とする案を決定した。 含め「寓徴於運」法を再検討した結果、運賃項目で一定率を付加し、過去の鉄道鼈金の徴収額から算定して、その率を運 の見解として、後者の「寓徴於運」が官民双方に有益であると判断していた。さらに八月、交通部内で京漢路局関係者を 額を「運賃内に含ませて」徴収する方法であり、損益に関わらず路局が請け負う定額による方式である。 の税額を付帯徴収し各省に納付する方法である。後者は、各該省の十年内釐捐収入の平均値から割合を決め、 れには「代徴」と「包捐」の二方法を併記し比較している。 政司が このなかで建言した三項目とは、一、根本策としての免釐加税、二、目前の計として半年か一年の各種釐捐の免除、三、 (従来の鼈金税を)代理徴収する方法」のほかに、「運賃の中に総括する方法」を挙げており、 さて話を戻せば、 「最近三年の鉄道貨捐実収の平均から年間税収の基準を定め、 郵伝部は問題の全面的な解決をはかるため、 :「寓徴於運辦法」を提議し、葉恭綽以下十数名による討議を経て、七月、路政司から総長に具体案を提出した。そ 釐金の名目を消去して運賃項目で徴収する「寓徴於運」方式をこのとき提示していた。 濫局設置を申請した江蘇省では財政部の意向を確認したためか、 したがって、五月に津浦鉄道の艦局設置申請が出された段階で、 各路局に釐金の詳細な調査を行わせる。 前者は、 ……路局が、 路局が運賃徴収時に、「貨等税則」に照らした従来 徴収すべき釐捐を運賃の中に含ませ、 財政司が、 先に停止免除すべきであると その指示文の中では、「路局 定額が定率かには触れて 民国に入り改革気運の高 定額か定率か 六合盤捐局 そして路政司 長 その釐捐 は未定なが の 交通部路 口 内 0

設局申請を認可した。

南段局長陶遜の訴えを受けた交通部は、ただちに財政部に、

江蘇都督への設局取り消し通知を要請

新たに定率による方法を示す対案を出していた。

の額を運賃収入額に照らし一つの割合を定めてよい」との、

た が@

上京した四省委員の目論見はまったく異なっていた。まず表決方法をめぐって四省側は各部各省一票の権利を要求

するとともに、六月二十日、江蘇都督に直接打電し「路局が徴税を請負い、貴省に配分送金する」として、の であるからには確かに見込みがあろうと、各都督との協議に備え徴収方法の具体案を決めてもらいたいと回答し、 早い段階で運賃上乗せ方式の検討に傾く。 の貨捐による損失を挙げて釐局撤廃が不可欠であると主張し、 三要素を相乗させており、運賃を基準にしても課税原則とは矛盾しないと理解を求め、 宛文書と同じく運賃上乗せ方式を提示する。 しては設局稽税の暫時延期を通知したのである。 七月初めには財政部は交通部宛の書簡で、 交通部はさらに財政部の懸念に対し、 両部の会談を提案した。 鉄道運賃は貨物の等級、 同方式は郵伝部以来検討を重ねた案 また毎年二百余万にのぼる京漢線 交通部の主張を受けて、 さきの財政部 重量、 財 四省都 距 政 の

試行すべきであると、地方税収に帰する趦金の徴収権を申し立てた。 財政には各省都督も責任があり財源の逼迫に際し固有の税権を放棄することはできない、なおも京漢成案を援用し一年間 全は三省都督と意見交換のうえ財政部に打電し、 交通部はさっそく細則の検討にはいるが、都督側は財政部の方針変更を知って独自の態度を表明した。 省主導の方向に同意を求めた。 運賃上乗せ方式は課税原則に適合せず路政のみを考慮した方法である、 同時に、 四省代表が済南で徴税実施の相談をしたい 七月下旬、 程 徳

直隷委員の胡駕林、 会を組織することになった。八月から九月にかけ、 通部の思惑では、 人物である。 中央対地方の様相を呈するなかで、 交通部は、 また江蘇委員の盧懋善は江蘇財政司科員で、財政司次長金鼎が済南会議代表にも推薦していたことがある。 運賃上乗せ方式を協議するための会議であり、 **釐金改革論者である路政司長葉恭綽以下五名、** 山東の曹坰はのち津浦鉄道北段の直東貨税総局の責任者に、 問題は交通部から国務会議に提出され、 直隷、 山東の委員各一名、江蘇の三名、安徽の二名が北京に参集した。 事前に四省都督に詳細な説明を送付し検討を依頼して 財政部は二名を派遣し、 四省代表と中央関係部局 安徽委員の黄赤暹も浦口貨捐局長になる 予備的に談話会が持たれ が北京で特別委員 交

より京漢鉄道の「鄂豫鉄路貨捐成案」に照らして従価二・五%の貨税を徴収するとの告示を出したのである。 れるにいたった。この結末をみて江蘇都督程徳全、安徽都督柏文蔚はついに連名で、浦口に新関を設立し、 税を話し合うのでなければ議事を進行できないと突っぱねたため、正式会議を開けないまま十月末、四省委員は北京を離 し、一方、部の委員は協議後合同で草案を作成し、決定は国務会議に委ねることを主張した。さらに四省委員は、設局稽

運賃上乗せ方式の実施の日を待ってこの項の捐局は撤廃する」と回答していた。 応である。 政・交通両部の打電にたいし、「十月三十日、津浦南段に開局した。……これは財政困窮によるやむなき措置である。…… したという報道があり、山東都督周自斉の政治的立場(袁世凱派。袁の与党である共和党、のち進歩党)からみて、考え得る対 は運賃上乗せ案そのものに、全面的に反対していたのではない。まず、直隷、山東両都督は八月頃、同案に「極力賛助」 推薦を受けた黄赤暹と江蘇財政司科員・「寧紳」戴経畬(盧懋善とともに済南会議代表予定者) であった。これにたいし、都督 司、位置私人」)ために邎局卡開設に固執したと見られていた。 税金を取り立てるのが上策だと考えており、財政司はさらに属吏や身内、知人にポストを世話する(調剤属員、位置艦局員 の見解には、ややずれがみられる。 会議決裂によって地方の強硬な姿勢が浮き彫りになった。ただ、会議に出席した財政司職員や瀣局関係者の立場と都督 また程徳全 (共和党) は、税収確保を条件に現実的解決をはかる姿勢を示しており、 委員出京を遺憾とする財 財政司次長金鼎の財務行政の方策は「聚斂を以て目的とし」、聚斂のためには釐卡で 事実、新設なった浦口の貨捐局長に就任したのは、金鼎

は不可欠の財源であり、 くろむが、「軍人の反乱が憂慮される」切迫した情況を打開できないでいた。 六月以来、軍隊への給料欠配の事態を招いていた。 のうち、田賦は革命以来一律に二割を免除し付加税も削除した等の事情で大幅な減収となっており、かつ軍事費の膨張 九一二年の統計で江蘇省歳入は、各省中最多の一四七六万余元である。 かつ緊急避難的にも鉄道趦局の設置は猶予できない措置だった。 程徳全は外国銀行からの五十万元の借款や紙幣百万元の発行などをも しかし収入の中心である田賦と貨物税 このため実収約三二〇万元の貨物税 程都督はまた釐局の弊害も承知 ・釐金 ・釐金

した。

しており、 したがって省財政収入の保証さえあれば、 設局自体には柔軟に対応する用意はあったのである。

を命じている。 乗せ案の検討に同意した。 交通部は路政司長葉恭綽を山東、 交通部はそこで「寓徴於運辦法草案」 ほどなく津浦北段での徴税を決定していた直隷、 江蘇に派遣し、 を取り決め、 都督周自斉、 四省都督に承諾を求めるところにまでこぎつけたので 程徳全と面談させ、その結果、 山東都督は、 徳州駐局委員に実施の暫 両都 督は 時延期 賃上

六日、 を優先させたようである。 税が実施される。 商工団体の代表が連名で、 さらに大会期間中、 北京で開催されていた工商部主催の全国工商会議に、 事件は、 求を提出し、 交通部、 日に徴税を開始した。 の軍事費を補塡せねばならない。 浦口から三十里の浦鎮に金湯門釐局が開設されると、当日午後、 程徳全が派遣した軍の圧力の前に、 都 また南北両段の商民の連携によって運動を進める方針を決定した。 督間 直隷、 [の直接交渉が進捗していたとき、 参加四十余の商会が中華全国商会聯合会を結成して商工業者層の結集をはかり、会議後には五十余の 山東両都督が十一月二十日、 程徳全が直、 内地関税廃止の請願書を政府に提出した。こうしたなかで、 直段においても商民は徴税に承服せず、 ……さもなければ貨捐徴収を堅持する」と方針を確認していたように、税収 魯、 皖三省に打電し、 数日後、 現場では盤局の増設を契機に商民の不満が一挙に噴出した。 下関商会等が鉄道艦局の撤廃と運賃上乗せ方式を提議したのである。 沈静化した。しかし商民は沈黙してしまったのではない。おりしも 徳州に直東貨税総局を設立し、東段が十二月一日、 「中央各部が加税の実施前に裁趦を提議するなら、 天津商務総会を中心に、 商民数百人が同釐局に押しかけ局を打ち壊した。 一時延期が伝えられた北段でも徴 都督、 交通部に再三、 直段が翌年 十一月二 必ず部 撒 0 確 廃要 月 保 カゴ

国務会議決定と撤廃の実現

示し、 法は、 律に撤廃し以後は釐捐を徴収しない。 要項六条の第一条に、 ある京漢線を例に、 の鼈捐撤廃の請願に対し財政部が、 財政補塡を条件に賛同を得ている、 議への意見書によれば提出の提拠として、 全国路線の盤局廃止を予定に組み込んでいたことである。 課税対象貨物の運送費の六%を運賃に上乗せし、 第二条に、「新設の各路」「すでに基準を査定した各路」および「その他の各路」について補塡額の算定方法を 三年間の貨捐収入が当該貨物運送収入に占める比率から割り出した。 交通部は、 「各処の鉄道沿線の釐局(のち路線附近十里以内と規定) 津浦鉄道貨捐の撤廃と運賃上乗せ方式の採用を国務会議に提議した。 補塡方法があるなら考慮するとの回答を示している、 さらに各省商会が運賃上乗せ方式の実施を求め矢の催促である、 ……内地にもとからある趦局は、この撤廃を理由に税率を増加させてはならない」 臨時大総統にたびたび面談し「賛許を賜つた」、 路局が請け負い徴収するもので、 および鉄道敷設を理由に新設した釐局は、 という点を挙げていた。 さらに注目すべきは、 六%の数字は、 四省都督には理由を説明 昨年、 総長朱啓鈴 貨捐徵収実績 工 商大会代表 提案した 0) い国務会 実施方

れ 務会議に提出した。 年六月頃、 周自斉と撤廃を協議し、 を設け、 れておこう。 の国民党勢力への圧迫が露骨になり、 議案は国務会議を通過し、財政、交通両部が細部を煮詰め、津浦鉄道から試行することになった。しかしこの時、 その間に、もう一つの鉄道鼈金問題である豊台税局の撤廃が六月に確定する。行論上、 三路の直通連絡輸送の障害となっていた。このため、一九一二年三月、郵伝部鉄路総局局長葉恭綽が度支部首領 税収確保のため撤廃は暫時猶予されたいと回答した。七月、交通部は三路人員と協議し豊台税局裁撤議案を国 豊台は京漢、 その意見書は、 交通部も引き続き財政部に廃止を求めていた。 京奉、 京張三鉄道の接続点に位置する。ここに崇文門、居庸関 当面、 柏文蔚を含む三都督が罷免されるなど、南方の政局変動のため実施が引き伸ば 該局最近三年間の税収を平均して額を定め、 財政部は税局監督からの意見聴取にもとずき、 路局が引き受け補塡する、 (のちには張家口) 必要なかぎりでこの件にも触 各税局が分局 将来、 麦世

凱

総統の承認を得た。 うに……」との指令にもとづき、津浦鉄道はその適例として撤廃実施を急ぐことになった。 終的に六月二五日、 貨物価格、 所に留まらない。 財政部に実施時期を問い合わせた。 津浦鉄道の案件と同じ時期に国務会議が、豊台の両税局撤去と交通部による定額負担の原案を可決し、二八日、大 そしてこの大総統批文にある「各省鉄道沿線の各種捐税が、 輸送距離、 あわせて財政交通両部が調査し方法を定め、もっとも障害となるものから先に免除し別に補塡を謀るよ 交通、 大総統の裁可がおりた。 運賃により等級を分け「寓徴於運」を実行する、 財政両部の協議で定額を三路が分担することになり、 財務部は十万両とする修正案と七月一日よりの実施を回答し、交通部も了承して、最 財政部はただちに当該局卡に命じ、 という二段階方式を提案している。 鉄道を蝕み商民を害しているのは当然、 期限を遵守して局卡は一律に撤去され 六月、交通部がその額を七万両と算定し 翌一九一三年 豊台一ヵ た

れば、 害という最大の懸案を解決したという点で、実質的な改善を勝ち得たことになった。 この旨打電した。 運賃上乗せ方式という交通部案に帰着し、盤金制度そのものを廃止しえたのではない。 運賃の六%相当額を補塡とする条件で津浦鉄道沿線の全ての鼈局卡の撤廃が実現したのである。 (部からの督促に応じ、 同時に、交通部から路局を通し、各駅に布告を掲示した。ここに、 財務部は九月一日を廃止期日と定め、八月二一日、 四省都督、 国務会議で決議した六条の要項の 民政長、 しかし、 国税庁籌備 濫局による流 商民の立場から見 処処長に 通

ていたのか。 た九月には、 ところで実業振興の責を負う工商部(一九一二年八月二日—一三年七月一八日の間、 江寧、 新聞報道によれば八月段階で交通部から工商部にたいし、 浦口等の商会から北京会議参加要求の電文を受け、 四省都督に直接、 運賃上乗せ方式を打診し賛同を得た、 総長は劉揆一)は、この問題にどう関 会議の暫時延期を要請するなど、 とある。 の

議の結果を待って対処したいと、おそらく部として初めての公式文書による回答を出した。交通部からはその後 工商部として応急的な措置は行っていた。 たときのようである。 商会代表の北京会議参加を不許可とした財政部の通知にたいし、 しかし政府部内での協議に正式に関わるのは、 工商部は、 十月四日に財政部 近く開催する工商 の書簡を受領 「寓徴於

運辦法」を工商会議に提出するよう依頼があり、また、 これにたいし工商部は 「保商の責」を自認しながらも、 浦口商会や工商会議代表からは鼈局撤去を求める打電が相次いだ。 各地からの請願書を他の部に取り次ぐにとどまり、 「本部はもと

もと定見が無い」と、決定は財政、

交通両部に委ねたのである。❸

ことである。 の保障に関 では、 撤廃実現に至った最大の要因は何であったのか。まず鉄道證金固有の条件として、 しかしその案が一九一三年(民国二年) に実現したという理由については、この時期の趨勢を考えねばならな 郵伝部・交通部が、 管轄する鉄道収入を操作する方法で具体案を準備し、 裁釐のネックとなる代替財源 強力に関係機関 に働きかけた

٢,

局に対し、 去という理念を正面に掲げることが可能になった。そして新生民国においてこの大義名分は、 商民の賛同は当然のことであるが、 朱啓鈐の国務会議への意見書提出は、臨時大総統、 鉄道鼈金廃止の正当性の根拠となったのである。 民初のこの時期に全国組織が成立したことによって、 財政部、 都督、 商民のすべてが同意していることを理由としていた。 商民の総意にもとづく悪政の除 **釐金収入に執着する地方当**

勢力配置が交通部案に有利に働いた点が指摘できる。 総長の職を実質的に担当したのは、交通系(広東閥) ―一三年八月一八日)のほか、 金廃止に、 人物であった。 さらに政策の実現が円滑に運んだ点については、中央、地方ともに革命派、 郵伝部・交通部の行政の人材と資金援助にあることから、 江蘇の釐局撤廃については財政、 その支持を得ることができたのである。 このほか、 六月二五日の大総統の裁可から九月一日の邎局撤去にいたる間、 直隷都督馮国璋(一九一二年九月八日—一三年一二月一六日) もまた変世凱派であり共和党に近い 交通両部の電文に、 の領袖、 また四都督のうち、すでに触れた山東の周自斉 臨時大総統袁世凱の 梁士詒(一九一三年五月一六日代理―九月一一日)であった。 第二革命制圧に乗じて行うよう指示しており、この政局変化 該部の収入増をもたらし中央政権の強化につながる鉄道整 「賛許」については、 立憲派・旧官僚が交錯するなかで、 地方財政当局を統括する財政 **支自身の勢力基** (一九一二年三月二八日 盤 政界の の一つ

カゴ

も迅速な実施を促した。したがって、津浦鉄道釐局廃止の決定は民意を大義名分とし、その実現には袁世凱派の勢力配置

二一三四五頁 宓汝成『帝国主義与中国鉄路』上海人民出版社、一九八○年、三四 の拡大が有力な要因となっていたのである。

- 三—一五、明治四五年八月、「京漢鉄道税金」)。 総額を湖北が六分、河南が四分の割合で分配したようである (『支那』 納付した場合は賦課しない旨の通牒を出している(『東亚同文会報告』 使に、鉄道釐金の徴収開始、および外国商人にして海関に子口半税を 外務部は湖広総督の要請にもとづき、光緒二八年一○月四日、在華公 緒三十年四月。『光緒朝東華録』光緒三十年五月、総五一九四頁。 三六、明治三五年一一月、「湖北河南鉄道麓金局設立」)。のちに収入 『端忠敏公奏稿』巻二、四九―五一頁、「火車貨捐筯部立案摺」光
- 交通・鉄道部交通史編纂委員会『交通史路政編』一九三五年、第四 (以下、『路政編』(四)、と略称する)、二五二〇一二五二二頁。
- 4 中央化への契機ととらえた中央政府の政策的対応を跡づけている。 誌』一○二─一一、一九九三年一一月。氏は、裁釐加税を財政収入の 国財政―一九〇二年中英マッケイ条約交渉の歴史的位置―」『史学雑 『路政編』(四)、二五三一頁。 飯島渉「"裁蘆加税』問題と清末中
- 他の部(戸部を含む)の五倍である。 論集』第五輯、一九八○年七月。同論文によると郵伝部の直接収入は、 『近代史研究』一九九三一三。 麦肯農(Stephen R. Mackinnon)「梁士詒與交通系」『中国現代史 崔志海「論清末鉄路政策的演変」
- 料叢書第四輯、(以下、『年譜』とする)上冊、八七一八八頁 年譜』台北文星書店、 一九六二年 (一九三九年排印本)、 中国現代史 『路政編』(四)、二五三二―二五三三頁。岑学呂『三水梁燕孫先生

- 二頁、「本部咨度支部直隸総督裁撤京張沿途稅局文」、「京張路局詳奏 直督照会京張火車貨捐改為調查商货局由京張鉄路兼理呈」。『路政編』 (四)、二五六八一二五七八頁。 『交通官報』己酉年(一九○九年)第五期、一八─一九、二一─二
- 二、明治四一年五月、「滬寧鉄道ノ盬金減少法」。 『路政編』(四)、二五三四―二五四六頁。『東亚同文会報告』一〇
- 『路政編』(四)、二五二二一二五二七頁。『年譜』上冊、
- 『支那』四―一四、大正二年七月、「釐金の復旧」。
- 印刷、一六二頁。津浦鉄道はまた、北洋、南洋各大臣の駐紮地である 況」上・下。『通商彙纂』大正元年一〇月一五日、「津浦鉄道全通ノ商 天津、南京を二日で連絡するという、政治上、軍事上の利便からも敷 **漿上ニ及ホス影響」。 鉄道院監督局『支那之鉄道』 大正四年四月改訂** 設が必要とされた。 『支那調査報告書』一一二・三、明治四三年七月、「津浦鉄道ノ状
- に時刻表がある。 『支那之鉄道』一六〇—一六一頁。『時報』 一九一三年一月二七日
- 質割引の対象とした「主要貨物」は一五種で、棉紗、布疋のほかは、 主として落花生、黄豆、胡麻、小麦などの農産物である(『支那』六 大正二年四月二四日「津浦鉄道開通の影響」)。 -七、大正四年四月、「津浦鉄道の運賃割引」。『通商公報』 | ―七、
- 14 鉄路貨稅応照京漢成案由直東蘇皖四省会商合辦等情文」。同、二一日、 『政府公報』一九一二年六月一七日、「財政部咨交通部等徵収津浦

- ⑮ 『路政編』(四)、二五二七頁。
- 協会会報抜萃』一九一四年、に掲載されている。 鉄道関係者による鉄道厳金改善に関する議論は、鉄路協会編刊『鉄路鉄道関係者による鉄道厳金改善に関する議論は、鉄路協会編刊『鉄路
- 津浦南段貨捐前議取消文」。
 ① 『政府公報』
 一九一二年六月二七日、「交通部咨財政部諸電蘇督将
- 『政府公報』一九一二年七月一一日、「財政部覆交通部詣将篤徵於浦南段貨税之議取消另籌抵補辦法請派員到部会商函」。『政府公報』一九一二年七月三日、「交通部復財政部即電江督将津
- 一二年七月二二日にも掲載。津浦貨捐現籌寓徴於運辦法先勿設局開辦函」。同資料は『時報』一九津浦貨捐現籌寓徴於運辦法先勿設局開辦函」。同資料は『時報』一九四二年七月一四日、「交通部復財政部仍諸電江督

部致直隸山東江蘇安徽都督電」。

運徵収方法規定見示以便與各都督会商辦理函」。同、七月六日、「財政

- 運」。『申報』一二年八月八日「津浦鉄路近事紀」。 『時報』一九一二年七月二四日、「程都督力争鉄路貨捐不能寓徴於
- 京派員赴山東会商津浦貨捐」。『申報』一二年八月八日。 『路政編』(四)、二五五五頁。『時報』一九一二年八月一一日、「南
- 魦 『路政編』(四)、二五五五頁。『申報』一九一二年九月二五、二九一二年九月七日、「津浦鉄路南段局長陶遜上江蘇程安徽柏都督書」。魦 『申報』一九一二年八月一五日、「路戲之寓徵於運辦法」。『時報』
- 類は、『通商棄祭』大正元年一二月一日の「津浦鉄道沿線ニ於テ釐金® 『時報』一九一二年一○月二四日、「浦口新関成立」。貨物別の課税母、一○月一、六、一四、二九日の各電報。 日本』「リーニュナチニュ ニナモ 出政網』(ロ)ニュュュア 『日本』「ナーニュナチニュ ニナ

- 税賦課」に掲載されている。
- 『申報』一二年八月二六日、「津浦鉄路近事一束」。 同、一〇月二四日、「浦口新関成立」。 同、一二月二七日、南京專電。 ② 『時報』一九一二年八月一一日、「南京派員赴山東会商津浦貨捐」。
- 『申報』一九一二年八月二六日、「津浦鉄路近事一束」。
- 啓電商津浦路税」)。 民党)は基本的に統捐を主張した(『申報』一二年八月二四日、「皖都民党)は基本的に統捐を主張した(『申報』一二年八月二四日、「皖都民党」
- 』『支那』四一八、大正二年四月、「各省の財源」。
- 政に就て」。 『支那』四―一二・一三、大正二年六月、「江蘇省の財四日、南京電。『支那』四―一二・一三、大正二年六月、「江蘇省の財御 『申報』一九一二年八月三一日、「江蘇財政支絀之険象」。同、九月
- ☞ 『路政編』(四)、二五五五頁。『申報』一九一二年一一月一〇、二
- ☞ 『申報』一九一二年一一月二〇日、「津浦路北段貨税局成立」。
- ❷ 『申報』一九一二年一二月二○日、南京電。
- ☞ 『路政編』(四)、二五五七―二五五九頁。
- 經裁撤函」。『路政編』(四)、二五○七頁。◎ 『政府公報』一九一二年六月一三日、「財政部覆交通部豊台税局暫
-)『路政編』(四)、二五一〇一二五一二頁。
- 之豊台等分局卡一律救撤等情請鑒核文並批」。同、九月六日、「財政部同、七月一四日、「交通総長朱啓鈴呈大総統報明崇文門税局遊将所設豊台分局康荘宣化等局卡按照国務会議議決一律救撤等情請鑒核文」。擬将崇文門税局之豊台分局匯馬廠南口張家口各分局卡並張家口分設之擬将崇文門税局之豊台分局匯馬廠南口張家口各分局卡並張家口分設之

徴収の名目で盤局の再開を通知した。

には、

碑合将碑文送請備案函」)。 局の撤廃」。 こののち路局は、 京師商務総会と百五十二の商家の要望 交通部致天津劉民政長等電」。『路政編』(四)、二五一二—二五一五頁 『通商公報』二一三九、大正二年八月一四日、「豊台に於ける税務分 九一四年五月二三日、「交通部致財政部裁撤豐台張家口税局由局勒

- 政長等電」。胡光明、藍長澐主編『天津商会檔案匯編』(一九一二—一 九二八)、天津人民出版社、一九九二年、三九六六一三九七〇頁。 交通部致天津劉民政長等電」、同、「財政部致直隸山東江蘇安徽都督民 『政府公報』一九一三年九月六日、「財政部致交通部実行裁撤津浦
- (11) 『時報』一九一二年八月二六日、「津浦鉄路近事一束」。
- 『政府公報』一九一二年一〇月二四日、「工商部咨財政交通部抄録

- 津浦貨掮案来往電文請查核並将議辦情形随時知照文」。
- 捐一案各処来電並工商代表原呈希会商妥辦見復函」。 他に財政部宛の 同様の公文一件 『政府公報』一九一二年一二月七日、「工商部致交通部鈔送津浦貨
- 4 編訳館、一九八七年、第二編、三五—三六頁参照 都省の党派別分類については、教育部主編『中華民国建国史』国立

45)

疑者の自白の証拠を全国に通電し衰に疏まれた。反袁の柏文蔚は一九 事であったが、一九一三年三月、国民党領袖宋教仁の暗殺に関し、 等電」。『路政編』(四)、二五五九─二五六○頁。程徳全は共和党の理 一三年六月に都督を罷免され、 程徳全も反旗を翻して失脚した (『民 『政府公報』 一九一三年九月六日、「財政部交通部致天津劉民政長

醯 局 の 復 活

に拠り代理徴収するよう求め、これにたいし交通部は、国務会議議決原案と符合しないとして退けている。 り相当低くなると危惧したためである。早くも一三年九月の撤廃実施直後、 山東国税庁籌備処が、路局がもとの釐捐税率 その数ヵ月後

官民の総意として、津浦鉄道の鼈局撤廃が実現した。しかし、この一年有余のち、一九一五年五月、財政部は「統捐

再開の直接のきっかけは財政当局が、運賃の六%による補塡額は従来の釐金収入よ

豊台税局撤廃の先例にならい、毎年、路局が八十万元の定額を四省に支払う案を申し入れ、財政部から交通部に問い合わ 四省国税庁は定額補塡の要求を提出した。補塡額を運賃の六%相当分とするのでは損失が余りにも大きいとして、

せていた。これにたいし、 交通部は一四年一月、先に同じく「原議に符合しないので承諾しがたい」と回答している。

年間(一九一三年十月一日から起算し一四年九月末まで)についてみると、八二の全駅での貨物収入が計三二四万二

両巡按使はさらに交通部に、 で調査中に、蘇、皖両巡按使は重ねて、貨物移動の盛んなこの時期を逃せないと、南段捐局の復活を催促した。 成案に照らして、 収され、各税卡の無形の侵耗はとりわけ大きい。四省を合計して百数十万元どころではない。……津浦貨捐をなおも京漢 六五五元、このうち課税対象貨物収入は一三二万一九九八元で、その六%の七万九千余元が補塡額となった。これにたい 一四年十二月、四省巡按使は合同で、大総統、財政、交通両部に打電し、「鉄道近辺の貨物はことごとく 四省が合弁し統一徴収して分配したい」と訴えた。上申は、大総統から財政、交通両部に回され交通 開局の準備はすでに緒に就いたと許可を迫り、三月には四省巡按使がふたたび大総統に打電 (鉄道に)吸 翌年一月、

財政不足を訴え速やかな回答を求めた。

要はない、 財政部もまた交通部と合議することなく大総統に、ただちに財政部から員を派遣して設局専辦したい、 局の収入が激減したとの主張も事実に反する、と。 元余にすぎず、税局費用を差し引けば三省各々の配分額はせいぜい十万元である、 かも四省が要求する八十万元は根拠のない数字である、 矢継ぎ早の復活要求に交通部は、 と申し立て、 大総統も三月二六日、 財政部宛咨文で逐一つぎのように反駁した。 ついに申請通りに許可したのである。 しかし、 毎年の貨物収入が千数百万元になる京漢線でさえ、 蘇、皖両巡按使は大総統に、 国務会議議決の原案は変更できない、 巡按使のいう、 これ以上延期できないと打電し、 鉄道敷設により周辺釐 「寓徴於運 貨捐は四十万 の必

知 した。 の分卡を各駅に設置し、 財政部は五月十六日、 商民には四月末か五月初め、 復活決定の報に接し天津商務総会は五月十日付けで、全国商会聯合会直隷事務所に全省での対応策を講じるよう 天津大経路に津浦鉄路商貨統捐局 六月一日に開局し、 鉄道貨物輸送を請け負う「匯通転運公司」を通し、この決定の内部情報が流れた。 北段、 南段各々従価二・五%の税率で五日より徴収を開始すると、 (総局)を開設した。 総局総辦劉鶴慶らの判断で、 十の分局と一七 商会に通 ついで

臨時会議の場で、重要案件として審議される。 ⑤ 要請 てもらいたい」と述べ、徴収率を十%に引き上げてでも、 数十件にのぼり、 最大の眼目としていた。 同事務所は四省が一致してあくまで争う方針で反対運動を展開した。 そのうち山東済寧商会の電文は、「津浦鉄路貨捐局を裁撤し、 この問題はひきつづき、 八月十四日から三日間、 恣意的な苛斂誅求と流通障害の元凶である釐局の除去を、 五十余の商会の代表が参加した直隷商会聯 こののち各地商会から政府宛の撤 運賃の項目で百分の十を徴収し補塡とし 口 請 当面 合会 頭は

総統の釐局復活支持への態度変更の背景に何があったのか、 では、こうした商民の運動に対し、鉄道趦金問題は当時の政局の流れの中でどう扱われることになるのか。 以下に政府部内の事情について述べていく。 財政部、 大

(二) 麓局復活と財政の中央集権化

方針を示した。 **濫局復活のきっ** かけを作った巡按使の申し立てに対し、このたびの財政部は、一九一二年(民国元年)とはまったく逆の

理し以て固有の財源を回復する」と述べ、同年末の財政計画意見書では、翌一三年一月より半年のうちに「旧額を恢復」 (初回在任期間;一九一二年七月二六日—一三年五月一六日休職、九月四日辞任)は、 新政府の緊急課題は財源の確保であり、 釐金をはじめ旧税の原額回復が至上命令となった。 就任直後の財政政見書で「第一 財政総長周学熙 に、 懸案を整

都督、 することを求めている。つづく熊希齢国務総理兼財政総長(一九一三年九月一一日―一四年二月九日)も、一四年一億 対象とする新税の創設に力を注ぎ、その一つとして一三年冬、「通行税法案」(見積額三百万元)を提出していた。 電車の乗客と貨物を対象に運賃価格で四等に分け、 民政長、 国税庁に「旧税を速やかに恢復」するように訓令を発した。 輸送機関に委託して二一十五%の税を徴収するというものである。 財政部は旧税の回復と同時に、 非農業領域を 月、各省 汽船、 汽

このとき議案は国務会議を通過したが、外交部が国内航運の未発達を、

交通部もまた運賃負担の過重を理由に反対したた

職権を一つにして財政庁を設置し、財政部を頂点とする完全な中央集権化をはかろうとした。@ めた梁士詒も「財政が不統一であれば、他の政事は統一する方法がない」と述べ、内外財政の統一をもっとも切望してい 因って境界を作りだしてはならない」と通達している。周学熙が、善後借款調印の責任問題で退いた後、総長代理をつとの 月の財政整理を命じた各省宛て公文では、「財政部の国税統一の法令に関し官民は努めて協力賛成すべきであり、 のに限定し、従来地方収入であった釐金をも中央収入に含めるなど、中央財政の強化に強い意欲を示した。一九一二年九 て精密な報告書を財政部に提出するようになり、頗る功績があった」としている。さらに一四年には、国税庁と財政司のの にもひけをとらない威勢を誇るようになったという。その効果について賈士毅は、「国税庁制度の施行以来、ゆ った。評者によれば、財政部は、地方に各種官吏を派遣する権限を得ていらい、外務部や郵伝部のような「前清の紅部 税庁長を派遣した。しかも法案では「薦任」(奏任)であったのが、今回の派遣者はすべて、格が上の「簡任」(勅任)であ みを扱わせることとした。その実施に際し財政部は、国税庁官制法案が参議院を通過していない時点で、続々と各省に国 庁(籌備処)を設置し、その長官(財政総長が選出)の職権を引き上げ都督と同等の地位にし、従来の財政司には地方収支の た。この方針にそって、各省都督(軍政長官だが軍・民政両権を握る)に隷属する財政司に対置して、一三年春、政府は国税の あるとして各省への国税庁の設置を提案した。また税項の分類では、地方税を、税源が特定地域内にあり比較的少額のも して、国家財政と地方財政の弁別、財政権とくに徴税権の統一を挙げ、そのためには「中央に直属する機関」が不可欠で 新旧税目の充実と並行して、財政部が意を用いたのは財政権の中央集権化である。周学熙は財政紊乱にたいする方策と 各省は初め

従来からの主たる税源である田賦、盤金、 その成果を披露して、 この財政統一策は、 内・外債を期日に償還でき、軍・政両費もほぼ自給できたこと、外人管理下の塩税、 一定の効果をもたらしたようである。 周自斉財政総長(一九一四年二月九日—一五年三月五日)は離任時 常関税について、すべて原額より増収となったことを報告している。 関税を除き、 このうち

.清鉄道釐局復活を巡安使が申請したのは、

財政部が證金を中央財政に組み込み、

徴税権を直接統括しようとしてい

ていたという。 を負わせる等、 を明示した。「事権の専一」をはかるため、さらに同条例第七条を修正し、徴税官(兼任の県知事を含む) 策は地方との間に摩擦を生じさせたが、財政部は 足にたいしては免職(徴収官は年末監査で二割以上の不足の場合)を含む罰則規定を設けていた。考成条例によって「弊害多いの。 原状を回復するよう」 釐金は、 従来の定額制度を廃止して実徴制に改め」るとされたが、 五年三月五日代理、 「歳入の一大源」として不可欠の財源であり、こののちも一九二五年までの歳入予算の約十%を占めつづけることになる。 ·勤務評定の対象にいれ、 一検査する委員会を設け、 この考成条例は、 「昨年、 事実上、 財政部から地方への命令系統の整備、 財政部から各省にたいし、宣統三年(一九一一年) 財政部に大幅な権限を与え、巡按使の財政関係の人事権は「極めて縮小した」。 四月二七日任―一六年四月二三日)のもと、 徴収官と財政庁(庁長)を対象に、徴収すべき基準額を定め、三ヵ月ごとおよび年末に監査を行い、 宣統三年より百三十三万元余の増加をみたものである。 通知し、あわせて一九一四年九月頃、 濫収、 また、「監督長官考成条例」によって、 荷取」にたいする懲罰権を与えたため、 「財政庁辦事権限条例」を定め、 強化につとめた。 実徴制は収奪の強化を意味した。 引き続き財政部は「各省解款考成条例」を制定し、 「徴収趦税考成条例二十九条」を制定して懲罰 地方の財政問題について巡按使と財政庁長に連帯責任 このほか財政部内に、 世間では該委員会を、 旧来の税の中で證金・貨物税は清末以来、 財政庁長が全省の財政を管轄すること 当然、このような強圧的 四三一八万両) 各省の徴税機関と海関を実 周学熙総長 徴収官の粛政史だとみ の賞罰、 に照らし努めて 奨励に役立 (再任;一九 巡按使を な施

轄を要望し、大総統はただちに、二六日付けで許可したのである。盤局復活の措置は、 変世凱に、 「『寓徴於運』 時 期であった。 法をただちに取り消し、本部が地点を選定し員を派遣して局を設け徴収」したい その強力な推進者である周学煕が再び財政総長に就任した直後の一五年三月二四日、 したがって財政の中央集権化の 財政部 財政部

環だったのである

貨のコストを押し上げ、(すなわち)……商貨の遠くへの流通を処罰しているのである」と述べ、 この現状では商政 年四月二七日。 など言うに値しないと厳しく批判した。この方針を具体化したものとして、一四年九月に土布、愛国布(改良土布)の常関◎ 濫金税の一律免除を、一五年二月には、麦藁真田、藺草製敷物、 で政見を披露している。その中で、実業を保護育成する方策として、実業法規の完備、金融機関(中央銀行)の確立 この鑑局復活の過程に、農林・工商部(一九一三年一二月に改組)、農商部は、張謇の総長時代(一九一三年九月一一日 新規企業への奨励措置の四点を提言した。 一四年四月以降、章宗祥らが代理)にあって、どう対処したのか。張謇は一三年十一月初め頃、 その税則の項でとくに邎金と常関について、「距離が遠くなるほど商 薄手麻布(「通花夏布」)等、七種製品の税盤減免を申請 国務会議の席上 一五 財政 税則

ともに大総統の許可を得た。

ぼす」と、「津浦鉄道の寓徴於運成例」を全面的に推進する申請を提出した。 に拡大していく」という方針を示した。大総統の、主管各部と審議して処理せよとの指示により、農商部はこの件に関し、 に対抗するには、 議を受けて、 大総統に「この方法は……実に今日唯一の救済の要途である。 一五年一月、 「『寓徴於運辦法』を各路に推し広める」案を提示し、農商部の賛同を求めた。 意見の一致を見て、 農商部は鉄道盤金に関しても、交通部とともに改善を提起していた。 交通部に合議を申し入れた。交通部は、国貨の販路拡大にはその障害となる趦局を廃止すべきだとして再び 農商部は 国貨の輸送費の軽減と盤税の減免が急務であると説き、「土布の免税から着手試行し、 「整飭国貨辦法」案を作成し大総統に上申した。その中で着手、推進すべき五項目の一つに、 試行して支障がなければ、各路に推し広めさらに全国に及 一九一四年末に経済政策遂行に関する参政院 両部は三月、 順次有望 共同で 一な国貨 の建

することは、多少とも時局に明るいものなら皆、 しかしながら、 大総統の指示はつぎの様なものだった。「釐金を撤廃し国貨の販路を拡大し、 承知している。ただ近年、 鉄道の不正が度々指弾されている。 以て実業保護政策を実行 鉄道の弊

もむしろ、 さきの三月二四日付け財政部の 法がないことを深く憂える」と、先に各鉄道を「切実整頓」するよう命じ、 Iはすべてが釐捐によるのではないのである。 大総統の意向を反映したものであったといえる。 「本部による設局」の申請はこの指示を受けて提出したもので、 ……(各路癥局の廃止により) 国庫収入をみすみす失い、 「寓徴於運」 の可否は財政部の審議 財政部の要求というより 主要財源の補塡の方 既に回した。

圧 ぎなかった。 カギ せたが、 た大総統の直属となり、 院を廃止し、 選し、一四年一月、 した。 : 両院で各々四五%を占める圧倒的勝利をおさめた。 袁世凱は国民党員への露骨な弾圧を開始し、 政局は、 したがって、 院長以下成員も大総統が任命するもので、 ついで制度面で議会政治の抹殺を推し進めた。 一九一三年の第二革命を境に急旋回した。 国民を無視した独裁体制において、 総統府の下に政事堂を組織し国務卿を置いて大総統の政務処理を賛助させた。 商工業者の立場を代弁すべき農商部も、 国会解散を宣言した。 国務卿および各部長官は総統が直接任命した。 五月一日には 商民の声は顧慮される余地はなかっ **支が立法権をも掌握することになり、** 周知のように同年初め、 「中華民国約法」(新約法)を公布し総統制をとるとともに、 一三年十月、「公民団」数千人の圧力のもと袁は正式大総統に当 第二革命後のこの枠組内でのみ政策を作成、 同時に「参政院」を設置して立法機関の代行をさ 衆参両院議員の選挙結果が たのである。 独裁政治体制 もと国務院に属した各部もま 九月には第二革命を制 が 実現できるにす 確 判明、 立され たので 国民党 国 務

でなく、 興を促進する ところで交通部の主張によれば、「寓徴於運」 **支世凱自身が真っ向から反対したのは、** より直接的に政治力学の制約を受けていたようである。 面 からも、 政権基盤の安定化に寄与するはずであった。 歳入面からの理由だけでは説明が 法は、 鉄道事業の発展を招来し国庫にとっても利益になる一方、 にもか か つかない。 わらず、 財政部 鉄道釐金問題は、 かず 管轄権 を争っ 財政面ば ただけでな 実業振

(三) 「交通大参案(弾劾案)」

解明の手掛りとなるのは、

路の貨物取扱を該公司が壟断するようになり国家に損失を与えた等、計七点が指弾された。 請け負う匯通転運公司に特権的な契約を与え、その見返りによって鉄道関係者が私腹を肥やしたというものである。 う弾劾事件である。六月二一日の北京電は、都粛政史が津浦鉄道局長趙慶華を弾劾し、ただちに交通次長葉恭綽にも波及 この契約によると、局への運賃納付額が他社の九五掛けにたいし、 公司は、 道関係への追求は、京漢、 した旨を伝えた。 蘇州の銭業巨商洪少圃が一九一二年に設立し(資本金二五万元)、 ほぼ同時に、 京張、京奉、滬寧を巻き込む五路参案に拡大した。津浦鉄道への主な弾劾理由は、 財政次長張弧も塩税収入の不足を理由に、さらに陸軍次長徐樹錚も弾劾の対象となり、 **匯通公司は八五掛けか八掛けでよく、このため津浦** 一四年三月に趙慶華と問題の契約を交わした。 鉄道輸送を 匯通 鉄

税の納入を拒んだ」と、 政院に送付された。 書を発して鉄道釐金の害を述べ「寓徴於運」方式を請求すべきだと説いた行為が、告訴の対象となったのである。 抗捐を「首謀し教唆している」交通部要人を、 の商家が電報で極力争わなければ、(燕局再開の)事は必ずや成就してしまうであろう……と」と記されている点をとらえ、 え、この文書に「(洪少圃が)かつて部中の当道にこの件を話し、後ろ盾を依頼した。(当道ら)みなが言われるには、 津浦鉄道への弾劾は、 内容は、 申し立てたものだった。 この都粛政史によるものだけではなかった。六月二六日、 津浦鉄路商貨統捐局総弁劉鶴慶の報告にもとづき、 厳罰に処すことを求めていたのである。® 経理洪少圃が釐局再開に際し、 匯通公司が「伝単を散布し、 同業者の会議を開き、また各分公司に文 財政部からの告訴状が、 政事堂から平 衆を率いて そのう

伝記によれば、 「奸商と結託し国税に反抗した」かどで弾劾したのだった。葉恭綽が、早くから鉄道釐金撤廃に奔走していたことは、す 財政部のいう 「指図をした交通部の当道」とは誰か。 財政総長周学煕のねらいは、 鉄道

監金の

免除を

争ったことで

積怨が

深まっていた

葉恭綽その人で 財政部の呈文も当時の新聞も明言していないが、

一九一五年六月に相関連して発生した「交通大参案」(「五路大参案」)と「三次長参案」とい

しかしその裏で、

匯通公司の株主が一四年の一年間に取得した利益は、

匯通公司は交通銀行から預金が無いのに小切手を取得して振り出し、

各人、数十万元にものぼったという。

の一つは、路局への運送費納付のさい、

越え、反対が続出した」と。 当して以来、極力この障害(鉄道漿金)を除去したいと考えていた。数年来前後して、京漢鉄道の直隷、 でに述べたところであり、その伝記の一九一二年二月の項にもつぎのように述べている。 京奉、京漢、京綏三鉄道の豊台の崇文門税……の撤去を論議し、 各省、 部と論争を繰り返し、その原稿の束は一尺を 「先生 (葉恭綽) 湖北、 は鉄道行政を担 河南の貨物

なった。ついに粛政史王瑚、蔡宝善が天津に赴いて内偵し、十大罪状を列挙した。」 の源泉である。収入が巨額で従業員が多く、それによって実力を養い、弊害が日ましに顕著になって世論がかまびすしく にまでしたのは何故か。)かしまた、財政部が、税収額と徴税権の問題から「寓徴於運」方式に反対しただけでなく、その提唱者を弾劾の 周学熙の伝記には、この点について興味深い記述がみられる。 「津浦路局は、 交通系の資金調達 対象

ているとの嫌疑がかかったのである。 人との合弁であり、 **匯通公司が標的となったのは、「この公司の主人は、梁士詒、葉恭綽、** および趙慶華ら八人で、公司の全権は趙慶華の手にある」ためだったのである。 そのため津浦鉄道に十八社ある転運公司中、匯通にのみ特権を許可し交通系の資金捻出の抜け道にし 任鳳苞 (交通銀行協理)、 公司が事実上、交通系要 鮑星槎と方仁

千六百余万元にたいし借款利息を含めた支出が八百余万元、 通部内の話として、 である、 かし津浦鉄道は、 **|交通系の資金源」であった四政の事業収入について、** と指摘している。 収入の点では第三位の六百余万元を計上しながら、それを上回るほどの支出があり、 毎年二百余万の欠損をだしていたともいう。津浦の実収は決して潤沢だったとはいえないようである。 その路線別収支(一九一四年七月から一年間)では、京漢、京奉、京張に余利があり、 ある報告では、 京奉がおなじく千四百余万元にたいし約六百万元である。 唯 一鉄道が主な収益源で年間 べつの資料では交 余利は千数百万元

趙慶華はそ

っ た® の小切手を現金化しない。 さらに、 津浦鉄道全路での雇用員司数は千余人を下らないという人的規模、 つまり帳簿上支払った形に見せかけ、 現金は匯通公司から襄ルートで流れるという仕掛けであ 縁故採用による地盤強化と相まって、

津浦鉄道は、交通系(広東閥)の一大拠点とみなされたのである。

丞 る派閥の眼には、 金源つぶしであったとみなせる。 握し、また内・外債を通して抜群の資金収集力を誇った。 たがって「党争」の文脈で見るならば、交通系広東閥に対する安徽閥周学熙の攻撃であり、匯通公司摘発は、 次長に任じた。 銀行幇理を兼ね、宣統三年、 当時、 の率いる安徽閥、 **袁世凱の配下では、** 清末以来、 鉄道盤局廃止・「寓徴於運」方式への切り替えは、 安徽閥のなかで衰と姻戚関係にある周学煕がせめぎあい、 梁士詒に重用され、 鉄路総局局長を代理した。一九一二年、 梁士詒 (交通銀行総理) 政界で、交通部の趦局反対はすべて匯通公司の利益のためだと見られたように、 鉄道行政の最高参謀といえる人物である。 を頭とする交通系広東閥 葉恭綽は、 清末、 広東閥の資金増大を意味するとしか映らなかったの 交通部路政司長兼鉄路総局局長に、一四年、 郵伝部に入って鉄路督弁となり、この (周自斉、 なかでも「財神」梁士詒が交通行政を掌 朱啓鈐、 交通次長葉恭綽 葉恭綽ら)、 楊士琦 への 広東閥の資 弾劾は、 (政事堂左 》間交通 対立す 交通部

通公司の借り越しを黙認していた趙慶華は懲戒処分に付し、匯通公司との契約は破棄させるが、 最大の争点は、 定できず、匯通公司の特権についても、不正とは断定できなかった。 一般への宣伝ビラではなく、内容も政府への直接的な反抗とはいえず、交通部員の関与も認められない。 さらに、この事件の決着の仕方を見れば、この派閥抗争自体が妄世凱に巧みに操つられていたことがわかる。 政界を震撼させ、 停職措置を解除してただちに復職させるという結末になり、十月中旬、平政院が裁決書を提出し決着した。 葉恭綽、趙慶華らが匯通公司の株主であるか否かであったが、 「給料が百五十元以上で攻撃されない者はほとんどいない」という参案熱をまきおこした事件にして 財政部のいう「伝単」は、 帳簿には堂名で記録しているため株主を特 葉恭綽にはなんら咎はな 匯通公司内部宛の文書で したがって、 法廷での 滙

握しようとした政争であったととらえることができる。® 織し参案はすぐに立ち消えになった、と伝えられる話は、 首をつなぐために帝制支持に回ることに決定した、とする回憶録、の う」とともに、 は、 賛成であった段祺瑞、 ことをうかがわせる。 に「参案はもともと貴君を含んでいたが、 梁士詒に、「五路参案を取成したいなら、 願 0 に ついての四大重要政見」を著した秘密報告書を捧呈し、 龍頭蛇尾に終わった感を免れない。 制 芸持の態度を明確にするにいたった。 自ら参政の資格で他の参政数人とともに「国民代表大会組織法」を起草した。 袁世 その経費六百余万元は、 1凱の子息、克定が梁士詒と面談し帝制への協力の諾否を問い、 熊希齢、 総合すれば事件の全体像は、 梁士詒にたいし、その部下の徐樹錚、 各省に分担させるほか しかし対策に苦慮していた梁士詒は、くしくも結審の時期に符合するように、 私がはずさせた」と語ったという記載は、@ ただ帝制のために尽力しさえすればよい」と告げ、 梁士詒が指図して、 **袁世凱が粛政史と周学煕に示唆もしくは暗黙の了解を与え、** いずれも事実に合致するようである。 国体変更準備に関する行政の多くを 「鉄路路税収入余款」から支出することになったのである。@ 請願聯合会に「民意による」 また、 張弧、 政事堂機要局長張一馨の言として、 葉恭綽を弾劾して脅し、 梁が交通系要人の秘密会議を開催 **袁が弾劾の内容を直接指揮** また梁士詒個人の名義で、 そこで梁士詒は 「梁燕蓀が 国体決定機関 また事件発生後、 軍事権、 中心になって行 の設置 請 ある人物 財政権 帝制 してい 願 麦が 团 玉 を掌 に不 を 夌 組 た

恭綽 は、 長 任を得て、 交通系(広東閥)は、 (代理)を担当した間、 は鉄道収入の軍事費への流用に反対し、 一の捻出など政権基盤固めに多大の貢献をした。 四年五月の国 一九一二年三月、総統府秘書長に就任し袁政権の国家秘密に参与し、また御用政党である公民党の設立、 l務院廃止・政事堂設置に梁が賛成しないとして総統府から税務処督辦に配置がえにしていた。 **袁の有力な支持基盤であった。「交通系三尊(梁士詒、** 財政の統 中央集権化を推進したことは既述の通りである。 一三年、 しかし 「交通特別会計理由書」を提出して独立採算制を導入しようとした 「陰の大総統」と目されるほどになった梁の実力を危惧 周自斉、朱啓鈴)」の中の二者が袁政権 領袖梁士詒は清末以来袁世 の財 凱 また葉 政治 の

雯

政

総

が、袁はこれを軍政を阻害するものとみなし嫌悪した。袁の独裁化への筋書に、交通系 (広東閥) の非協力は、最後の障害

◎ 『政府公報』一九一三年一○月一二日、「交通部殺財政部津浦裁諮

となっていたのである。

案由路局代徴辦法與国務会誸議決原案不符函」。

② 『路政編』(四) 二五六一一二五六四頁。

◎ 『天津商会檔案匯編』、三九七一―三九七六頁。『通商公報』九―二〇月「津浦鉄道監金」)。 各貨物別の具体的税額は、『税務月刊』二て、さらに一九ヵ所の稽徴処を設けた(『支那』七―一九、大正五年て、さらに一九ヵ所の稽徴処を設けた(『支那』七―一九、大正五年て、さらに一九ヵ所の稽徴処を設けた(『支那』七―一九、大正五年一二三、一九一五年一一月一日、の収捐数目表参照。

- 『大公報』一五年六月一七日、「済寧商会電請撤銷津浦货捐」。④ 『申報』一九一五年六月一三日、「済寧商会請撤津浦货捐局之電稿」。
- ◎ 『大公報』一九一五年八月二○日、「聯合会議事続聞」。
- ◎ 周叔姨『周止菴先生別伝』天津印字館、一九四八年、三七一八〇頁、◎ 周叔姨『周止菴先生別伝』天津印字館、一九四八年、三七一八〇頁、
- 賢士毅『民国財政史』台湾商務印書館、一九六二年、正編上冊、第五四七-五四八頁。章伯峰、李宗一主編『北洋軍閥』武漢出版社、一九九〇年、第一巻、

二編二四五—二四七頁

しかし現实には邎金、常関税を重要な財源として位置づけていた。他之悪税或有類於重複之課税」として、この種税金の減免を主張した。めの産業の保護育成をうたい、その障害となるのは「無過於邎金及其めの産業の保護育成をうたい、その障害となるのは「無過於邎金及其

- ⑩ 『北洋軍閥』第二巻、一三六〇—一三六一頁
- 集権辦法」)。国税庁籌備処設置の経過について、戚如高「民初国税庁人事権の掌握を重視した(『支那』三十二二、大正元年一一月「財政人事権の掌握を重視した(『支那』三十二二、大正元年一一月「財政大に「各省財政大員は本部直接請信の権あり」とし、第二項に「財政大に「各省財政の中央集権化の方針は、「袁世凱の八大政綱中の財政中央集権財政の中央集権化の方針は、「袁世凱の八大政綱中の財政中央集権の、『時報』一九一三年二月一日、「虎頭蛇尾之国税庁」。
- 賈士毅前掲書、正編上冊、第一編二六二頁。

簡論」(『民国檔案』一九九一一四)参照。

- 年九月十二日。 賈士毅前掲書、正編上冊、第一編二五七十二六六頁。 『祝務月刊』一一〇、一九一四年一〇月一日、「財政庁官制 三郎 『祝務月刊』一十〇、
- 財務監測前掲書、四一五頁。
- 税徵収考成条例請訓示遵行文 七月二十四日」。同、「徵収釐税考成条⑥ 『税務月刊』一一一〇、一九一四年一〇月一日、「呈大総統擬訂濫

- 江蘇古籍出版社、第三輯、三三一三七頁。 頓證金之辦法」。 中国第二歷史檔案館編『中華民国史檔案資料匯編』例 三年九月十二日呈准公布」。『申報』一九一五年八月一五日、「整
- ⑩ 賈士毅前掲書、正編上冊、第一編二六四—二六五頁
- 给条陳財政庁辦事権限酌擬折衷辦法諮訓示文 三年十二月一日J。三、一五年一月一日、「呈大総統覆核政治討論会議復安徽巡按使韓国政庁辦事権限以重責成而求実効諮訓示文 十月十九日」。同、二—一晚 『税務月刊』一—二、一九一四年一二月一日、「呈大総統声明財
- □時報』一五年七月二九日、「財政部之集権主義」。◎ 『申報』一九年七月二九日、「財政部之集権主義」。

- 料選編』南京大学、一九八七年、一一一四頁。 見宣言書」。中国第二歴史檔案館沈家五編『張謇提商総長任期経済資図 『大公報』一九一三年一一月三〇日、一二月一日、『虚林工商部政
- ◎ 『張謇豊商総長任期経済資料選編』一七四十一七五、一七九頁。愛 『張謇豊商総長任期経済資料選編』一七四十一七五、一七九頁。愛 『張謇豊商総長任期経済資料選編』一七四十一七五、一七九頁。愛
- ⑳ 『路政編』(四)、二五一五十二五一九頁。㉑ 『張奢農商総長任期経済資料選編』二七三十二七六頁

② 註②に同じ。

(28)

- 『中華民国建国史』第二編第二章「政府與政治」参照
- 奉鉄道に入る。一九○七年、鉄路総局の梁士詒のもとに任官。は浙江蘭谿県人。一八八○年頃の生まれ。広東電信学校卒。九七年京「津浦案之都中消息」。同、二八日、「津浦路案之抄索人証」。趙慶華『申報』一九一五年六月二四日、「津浦路参案(二)」。同、二五、
- 酉(一九○九年)第一四冊三六頁に掲載。酉(一九○九年)第一四冊三六頁に掲載。同書二一頁、参照。「津浦鉄路転運公司試辦領章」は『商務官報』已同書二一頁、参照。「津浦鉄路転運公司試辦領章」は『商務官報』已代中路転運公司及貨運服務事業」『鉄路・電信七十五週年紀念刊』近代中路転運公司及貨運服務事業」『鉄路・電信七十五週年紀念刊』近代中路転運公司とついては、高振華「鉄所聞」。同、九日、「両大参案之間書」、「両大参案之間書」、「一九○九年」第一四冊三六頁に掲載。
- 五年一〇月二七日、「平政院査明匯通公司伝単量文」。「次長案」。同、一〇月二七日、「匯通公司伝単案之結果」。『時報』一⑩ 『申報』一九一五年七月七日、「両大参案之所聞」。 同、 一二日、
- 景印)、近代中国史料叢刊第十六輯所収、(三)、六○─六一頁。❷ 兪誠之編『遐菴姫稿』文海出版社、一九六八年(一九三○年石印本
- 『遐菴葉稿』(三)、三一一三二頁。

(33)

- 『周止菴先生別伝』 一一四—一一五頁。
- 一日、「津浦鉄路転運公司近況」。 常中報』一九一三年三月一家(二)」。 十八社の経営情況については、『時報』一九一三年三月一家 『申報』一九一五年六月二二日、「専電」。 同、二四日、「津浦路参
- 業収支の額は『交通史路政編』参照。
 「交通部之哭窮」。同、九月二九日、「交通部之哭窮」。同、九月二九日、「交通部之哭窮」。同、九月二九日、「交通部近聞」。『申報』一五年八億)『時報』一九一五年六月二五日、「交通部之要聞」。同、七月一五日、「
- 『申報』一九一五年六月二四日、「津浦路参案(二)」。

- 路参案之近聞」。各路局職員の数は、京漠が七二九、京奉が六六二、 滬寧が四九七、津浦が四七三であり、他の九鉄道を合わせ一三鉄道で 『申報』一九一五年七月八日、「参案後之津浦路」。 同、九日、「鉄
- 計三七五八人となっている (『支那』七―一一、大正五年六月)。 陶菊隠『北洋軍閥統治時期史話』三聯書店、一九五七年初版、七八
- **察近聞」。『時報』一五年六月二六日、「日下新聞」。** 『申報』一九一五年六月二三日、「専電」。同、二六日、「津浦路参 第二冊、一二三—一二四頁
- 二八日——一月一日の裁決書等 略」。他に『時報』一○月九、二七─三○日、『申報』一○月九、二一、 『大公報』 一九一五年一〇月七日、「平政院第一次公開津浦路案紀
- 『時報』一九一五年八月四日、「路案之要聞」。
- の間で了解がついたものか衰は、梁の「参案にたいする真摯な処置」 七年初版、七七年版、下冊、四二五頁。九月には袁世凱と梁士詒と 註∞および、李剣農『中国近百年政治史』台湾商務印書館、一九五 国事に尽力した功績にたいし、二等勲位を授けることを了承して

- いる(『大公報』一九一五年一〇月一日、「梁総長之殊栄」)。
- 九日、「関於籍備帝制之近訊」。同、三〇日、「財政部詳議籌集款項之 『大公報』一九一五年一〇月一五日、「梁燕蓀之国体密呈」。同、一
- 一輯、一九六〇年 張国淦「洪憲遺聞」、 政治協商会議全国委員会『文史資料選輯』第
- 一九八四年四月。 呉相湘「*五路財神』與 *二総統 ≈ 梁士詒」『伝記文学』四四一四·
- 47 『申報』一九一五年六月二三日、訳電、および註⑫。周学熙は籌安 『年譜』上冊、二六七—二六八頁。『遐菴彙稿』(三) 六〇—六一頁
- まで)、袁政権末期には政界から離れた。 会に同調せず、その後、過労を理由に休暇を取り(一六年四月の免職
- 保証する 「自由会計」 にすぎないとして批判を浴びていた (『時報』 二―三、一九七八年三月。また、独立採算制は交通部の潤沢な資金を 浚鴻助「清末民初交通界領導者―葉恭綽」上・下、『伝記文学』 三 九一五年七月五日、「路案(一)」)。

む वं 7 ×

去して流通障害を除去するという点で画期的な解決策である。しかし他方、制度の全廃ではなく、交通部案に事態改善の された。たしかに第二革命以前に議決された「寓徴於運」方式は、運賃を課税基準として税額を抑え、とりわけ釐局を撤 紀後半段階とは異なる、 た。こうした要求は民族産業の発展に、全国市場における迅速な流通が不可欠の要件となったことの表れであり、十九世 !・農商総長張譼は、趦金制度の弊害が市場の拡大に比例して増大することを指摘し、制度自体の廃止をめざしてい 裁釐運動の立脚点を示しているのである。しかし要求は、政策決定、実施過程で屈折を余儀なく

の名目で鉄道沿線に設局して徴税し、

あるいは路局に付帯徴収させ、

一九三一年、

み帰すのは疑問であり、 接点を求めざるを得なかったことも事実である。その案に託された交通部の真意を、 やがて「抗捐」として政争の手段とされる要素を含んでいたのである。 輸送の円滑化 という経済的 理 由 $\bar{\epsilon}$

0)

政権下の実業政策の実効性は、 よって帝制遂行の具とされたのである。 交通大参案の前触れでもあり、この流れの中で、 工商部による全国工商会議の設定、 への過程は、 第二革命後の政局の展開と表裏していた。 政界の旧革命派、 むろん、 農商部の税釐減免政策の実施などの意義は評価すべき点がある。 民初実業振興政策のすべてが、 鉄道釐金問題は派閥の資金問題に矮小化され、 立憲派、 北洋派内各派閥の動向、 一九一五年六月初の津浦鉄道釐金再開 政治的利害関係に左右されたというので 力関係の枠組を考慮することなしには その派閥を操る袁世凱 は、 しかし、 三次長参案 荬

的確な評価を下すことができないのもまた事実である。

出し、 が挙げられている。 設置された国有鉄道は、 鉄道商貨統捐局は財政部直轄のまま存続し、毎年ほぼ百四十二万元の税収を計上した。② 対案を出し一年近く交渉したが、 元を上回るとみられ、 案を鉄路運輸税と呼称を変え、貨物には運賃の三十%を課税し各駅で代理徴収する案を提出した。 最後に事実経過について補足しておくならば、 議決された。 膠済のみが「寓徴於運」方法をとり収入額も不詳であるが、 しかし、 そのなかで津浦の額は、これに次ぐ京漢の七〇万五千元にほぼ倍する。こののち、各派軍閥が種彫済のみが「寓徴於運」方法をとり収入額も不詳であるが、この外の十鉄道の趦金収入総額は三百 一九二二、二三年頃、京漢、 財政、 結局、 交通両部の協議に回されたが補塡額で折り合わず、 財政部の譲歩は得られなかった。交通部はひきつづき撤廃案を提出するが、 貨捐再開後の八月、 正太、 **汴洛、** 開徐、 交通部は再度、 広九、 道清、 津浦鉄道盤金撤廃案を国務会議 津浦の 膠済、 そこで財政部は、 いほか、 隴 海、 交通 滬寧、 省政府等から捐 部 数年前の通 は税率二十 粤漢の十鉄道 % 高 津 に 万

所

のぼった。釐金制度は、三一年に国民党政府が関税自主権の回復と同時に、

国有鉄道沿線の徴税機関数は、

津浦

0

一三九、

京漢の一三三をはじめ、

十七路線で合計八七八

その支配地域で一応の廃止にこぎつけるまで

付加税が正常運賃の二倍を越える例も生じるように

膠済、 や膠済(山東)鉄道に貨物を吸収され、一方、膠済鉄道は毎月十四万 の運賃引き下げ、接客態度の改善等の経営努力も貨物吸収の要因であ 工局『青島及済南地方経済事情』一九一四年、二八頁)。なお膠済側 那』六―一五、 大正四年八月、「津浦窟金税と山東」)。 日本の報告も 津浦鉄道を忌避し、旧来の民船か馬、一輪車をとるようになった(『古 南間の貿易は背島経由で膠済に吸収されるようになった。また商民は 金は免除されていたため津浦の釐局再開以来、天津あるいは上海と済 余元の増収となった (『路政編』)。 膠済は債権国ドイツ等の反対で豁 『路政編』(四)、 二五六五—二五六八頁。 賈士毅前揭書、 津浦の選択において厳金の有無を重要視している(農商務省商

> 下らない。税率が繁雑で迅速にできない」という競局の存在自体が、 鉄道の機能にとって致命的であったといえる(『申報』一九一五年 ったが、「貨捐一事について(津浦) 全路で使用する人員は数百人を 一月七日「紀津浦南段近事」。 同、 九月一〇日「中日間之路利與税収

- 2 近代中国史料叢刊第三編第四四輯所収、三〇一三一頁。 津浦鉄道の麓金実収は、一九二〇、二一、二二年の平均で百十万元。 毅前掲書、統編上冊、第二編四五〇、四八二頁、同、第一編三〇六頁· 中国経済学社輯『関税問題専刊』中国経済学社出版、一九二六年、 『中華民国史檔案資料匯編』第三輯、一四八六—一四九一頁。 賈士
- 4 宓汝成前揭盐、五二○─五二四頁。

補

註

商民の津浦鉄道産金反対運動については、

(りんばら ふみこ 関西外国語大学助教授

拙稿「民国初期の商工業者の裁證要求」(『孫文研究』第一七号、一九九四年一二月)を

The Abolition and Restoration of the Jinpu Line *liju* 津浦路鳌局: A Study of Economic Policies under the Yuan Shikai Administration

RIMBARA Fumiko

The economic policies under the Yuan Shikai administration are considered to be one of the major factors that sped up economic development in modern China, but their effectiveness has not yet been proven. The aim of this paper is to study the changes of attitude on the part of Yuan's administration regarding the issue of taxation on railroad transportation.

In the twenty-eighth year of Guangxu 光緒 (1902), Zhang Zhidong, the governor general of Huguang 湖広総督, imposed a 2.5% ad velorem passage tax (*lijin* 整金) on cargoes transported by the Luhan line 藍漢路 (京漢路) in order to increase local government revenues. This Jinghan system (Jinghan Chengli 京漢成例) was soon adopted by major railway lines, resulting in an increase in transportation costs, and delays in the circulation of goods and merchandise caused by inspection, flaws that could have been fatal to a modern transportation system.

At the end of 1912, the governor of Jiangsu 江蘇都督 applied to the central government for permission to introduce a passage tax on the Jinpu Line. The Ministry of Transportation (Jiaotong bu 交通部) then proposed that the liju ka 整局卡 (lijin barrier) be abolished. In its place, lijin would be included in the regular railway fare, and would be collected by the luju 路局 (the system of "yu zheng yu yun 寓徵於運".) President Yuan Shikai and the Finance Minister agreed to the proposal, and a bill for the abolition of the railway liju was passed in the Guowu huiyi 国務会議 in February 1913. In September the Jinpu liju was closed down. In March 1915, however, Zhou Xuexi, the Minister of Finance, requested that the liju be restored and be placed under the direct control of the Finance Ministry. Yuan Shikai gave this proposal immediate approval.

An important clue for this drastic change in policy can be found in the Transportation Scandal 交通大参案 that was uncovered in June. Zhou Xuexi accused high-ranking officials in the Ministry of Transportation of refusing to hand over *lijin* (this refusal was called "kangjuan 抗捐"). This scandal, which agitated the political world, came to a close as soon as the Ministry of Transportation officials announced their support for the restoration of the Imperial regime. The scandal had been carefully planned with the tacit approval of Yuan Shikai, who desired to be emperor, as well as with the intention of strengthening finances of the central government. Economic legislation of this period was basically determined within the framework of Yuan's political aspirations.